

経済連携協定税率と譲許

譲許表の見方

日本マレーシアEPA譲許表の場合

マレーシアの特恵税率はマレーシア側譲許表に記載

協定Annex 1(附属書1)の関税スケジュール表は日本側、相手国側両方ともに同じ表形式で記載されていて、間違えやすい。マレーシア側譲許スケジュールは、Part 3 Section 1 Notes for Schedule of Malaysia (249頁～570頁参照)。

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
HS	Description of goods	Base Rate	Category	Note
7220 12	-- of a thickness of less than 4.74 mm:			
7220 12 110	Hoop and strip: not exceeding 24 mm in width	10%	B5	13
7220 12 120	exceeding 25 mm not exceeding 400 mm in width	10%	B4	13
7220 12 190	other		A	
7220 12 900	other		A	

当該品目のHSコード(上6桁は国際共通)

基準税率
必ずしもMFN税率に
一致しない

撤廃までのスケジュール
(附属書1第1部一般的注釈。
25頁参照)

附属書1第3部マレーシアの表についての注釈
(252頁参照)

13. (a) As from the date of entry into force of this Agreement, customs duty shall not be applied, provided that: (以下省略)

<http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex1.pdf>

譲許表の見方

日本マレーシアEPA譲許表の場合

譲許表4欄Column 4

4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な 関税引き下げ 基準税率から「n+1回」で撤廃	段階的関税引き下げ・撤廃品目 n = 5,6,7,9,10,15 初回: 協定発効日、次回以降: 4月1日 (マレーシア側: 1月1日)
B4*	協定発効日から5回の毎年均等な関税引 き下げ、2010年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目: マレーシア側中古乗用自動車の一部等
B9*	協定発効日から10回の毎年均等な関税引 き下げ、2015年1月1日に関税撤廃	協定発効日(初回)、以降1月1日に関税引き下げ 対象品目: マレーシア側モーターサイクルの一部等
P	協定の発効日から不均衡な関税引き下げ または、撤廃	協定発効日(初回)、以降: 4月1日に関税引き下げ (マレーシア側: 1月1日) 対象品目: マーガリン、ココア調製品等
Q	関税割当(先着順) 1,000トン/年度まで無税	関税割当数量枠内減免税 対象品目: 生鮮バナナ、丸キャベツ
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃 等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

(注) 関税割当方式は「日本とASEAN諸国のEPAに基づく関税割当に関する手続き」の日本マレーシアEPAの両国手続きを参照ください。
http://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/procedure/pdf/asean_tariff_allocation.pdf

譲許表の見方

日本マレーシアEPA譲許表の場合

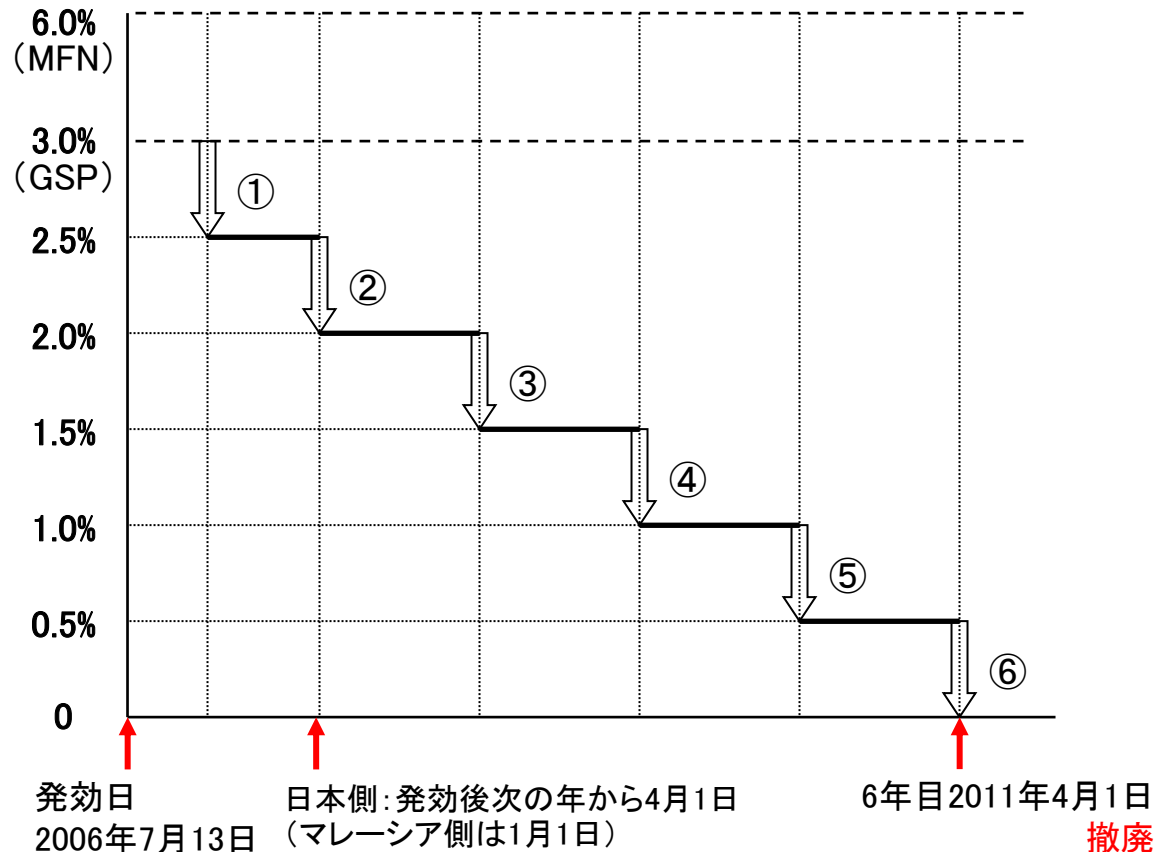
「Bn」譲許品目の段階的引き下げ・撤廃の例

(例) いちじく(生鮮のもの) HS0804.20-010
 日本側譲許・・・B5(5年6回の段階的引き下げによる撤廃)
 MFN税率・・・6.0%
 GSP税率・・・3.0%

基準税率6.0%
 ただし、GSP対象品目
 については、GSP税率
 が基準になる
 例外: ガラス製の細貨

X年目の税率の計算
 1回目の削減幅
 $3 \div (5 + 1) = 0.5$
 X年目の税率
 $3.0 - X \times 0.5$

(注) 協定発効後はEPA関税が
 一般特惠関税(GSP関税)
 にとってかわることになる



譲許表の見方

日本マレーシアEPA譲許表の場合

マレーシア側譲許表5欄Column 5

5欄	マレーシアの譲許スケジュールに関する注釈
1	関税割当・・毎年100トン、枠内税率は無税、マレーシア発給の関税割当のための輸入ライセンスが必要、割当数量配分は輸入国が行い、関税割当管理は輸入国が行う
2	協定の発効日から20%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
3	協定の発効日から5%に引き下げ、11回の年均等な引き下げ
4	関税率は10%になる
5	(i) 協定発効日から50%、(ii) 6年目から30%、(iii) 11年目から20%、(iv) 16年目から10%以下、 (v) 以降の引き下げは再協議
6	(i) 協定発効日から20%、(ii) 4年目から10%、(iii) 6年目から無税
7	(i) 協定の発効日から20%、(ii) 6年目から10%、(iii) 11年目から無税
8	(i) 協定の発効日から15%、(ii) 6年目から10%、(iii) 8年目から5%、(iv) 10年目から無税
9	(i) 協定発効日から10%、(ii) 6年目から5%、(iii) 10年目から無税
10	(i) 協定発効日から15%、(ii) 4年目から5%、(iii) 7年目から無税
11	(i) 協定の発効日から35%、(ii) 2007年から20%、(iii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iv) 2010年無税
12	(i) 2007年末までBase Rate、(ii) 2008年からCEPT率(5%)以下、(iii) 2010年から無税
13	協定の発効日から以下の場合、関税は適用されない(すなわち、無税) (i) 自動車および同部品、電気・電子、造船および同修理、石油・ガス、鉄製家具、缶詰製造、建設、家庭用器具の製造業者によって輸入され、生産に直接使用される場合

譲許表の見方

日本マレーシアEPA譲許表の場合

日本側譲許表・5 附属書1第2部第1節日本の表についての注釈

5欄	日本の譲許スケジュールに関する注釈
1	再交渉の時期(協定発効後5年毎) ⇒ さわら、たらば蟹等
2	関税割当の条件(1,000トン/年まで無税等) ⇒ 生鮮バナナ (輸出国管理方式)
3	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ マーガリン 協定発効日から28%、4年目から26%、6年目から25%、その後は再交渉
4	再交渉の時期(協定発効後5年目) ⇒ 油脂調整品の一部
5	再交渉の時期(協定発効後4年目) ⇒ ソーセージ等の一部
6	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部 協定発効日から3.0%、2年目から2.0%、6年目から無税
7	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部 協定発効日から7.0%、3年目から6.0%、5年目から3.0%、8年目から無税
8	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア・パウダー 協定発効日から10%、3年目から7.0%、5年目から3.0%、8年目から無税
9	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア調整品の一部 協定発効日から12.0%、6年目から8.0%、11年目から4.0%、16年目から無税
10	不均等な関税引き下げ税率 ⇒ ココア調整品の一部 協定発効日から12.5%、6年目から10%、11年目から5.0%、16年目から無税

逆転現象

★逆転現象とは？

同じHSコードの税率が経済連携協定の特恵関税よりMFN関税の方が低くなっている現象をいう

★なぜ逆転現象が起きるのか？

経済連携協定の特恵関税のベースレートはMFN関税、GSP関税、その他の関税である。経済連携協定の交渉から発効までの期間(数年要する)に、さまざまな要因から協定の特恵関税が交渉によって決まっていますが、その協定の特恵関税とは無関係にMFN関税を引き下げることがある

★逆転現象への対処

関税の低いMFN関税の適用を申告すればよい。

MFN関税が協定の特恵関税より低くなったことは本来、経済連携協定が目指す貿易障害の削減・撤廃がかなったことになる。また、特定原産地証明書の取得が不要になって、貿易自由化が一步進んだことになる。メキシコ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN(日本、ベトナムの税率のみ)、スイス、ベトナム、インド、ペルーとの経済連携協定では「MFN税率がEPA税率より低い場合その低いMFN税率を適用する」

★今後の対応

- ①経済連携協定の特恵関税は協定に記述のない限り、MFN関税が協定の特恵関税より低いからといって、再交渉することはない
- ②現時点で協定の特恵関税の方がMFN関税より低くても、MFN関税はいつ協定の特恵関税より低く改定されるかはわからない。従って、定期的にMFN関税をチェックすることをお勧めする。

EPA関税の譲許とGSP・LDC税率との関連

1. EPA関税の譲許

譲許の種類:

- 1) 即時撤廃
- 2) 毎年均等な引き下げによる撤廃
- 3) 不均等な引き下げあるいは撤廃
- 4) 関税割当
- 5) 協定発効後、一定期間を経て再協議
- 6) 除外品目
- 7) その他、個別協定に独特の条件が付いた譲許もある

2. GSP税率・LDC税率とEPA税率

基準税率がGSP税率を含んでいる経済連携協定の場合、日本の締約相手国(一般特惠受益国)向け一般特惠税率はそのほとんどがEPA特惠関税にとって代わることになる。ただし、一般特惠税率がEPA税率より低い場合やEPA譲許が除外品目・再協議品目の場合、一般特惠税率が残る。税関ウェブサイトにて確認。

税関: 一般特惠税率の適用が可能な品目

http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/tokkei.htm

LDC特惠受益国とのEPAではLDC特惠税率にEPA税率がとって代わることはなく、そのまま残る。

従って、その締約相手国からの日本輸入特惠関税にはEPA税率とLDC特惠税率が存在する。ただし、それぞれ原産地規則や救済規定が異なるので注意が必要である。

(参考) AFTA税率の規定(1)

1. FTA税率の規定の仕方が日本のEPAとは全く異なる!

1-1 全品目の分類(グループ分け)

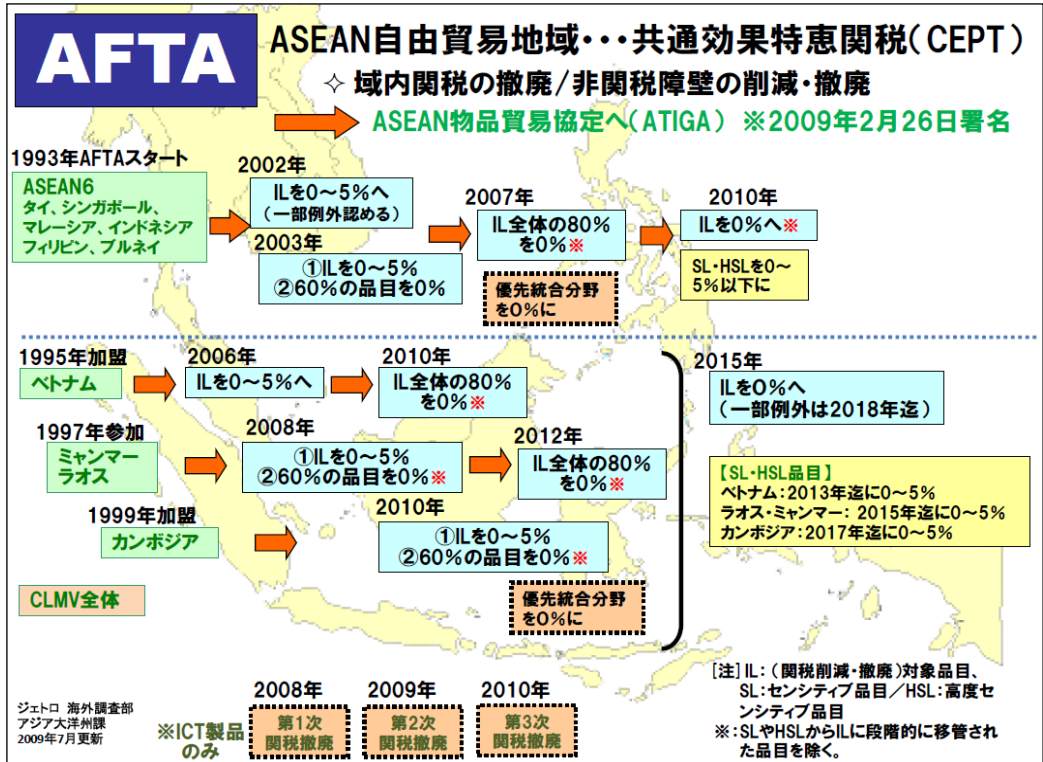
- A) AFTAでは全ての品目を適用品目 (Inclusion List: IL) 品目、除外品目 (Exclusion List: EL) 品目に分ける。
- B) IL品目はノーマルトラック品目 (Normal Track) となり、その他はセンシティブ品目 (Sensitive List)、高度センシティブ品目 (Highly Sensitive List)、一時的除外品目 (Temporary EL)、一般除外品目 (General EL) に分けられた。

1-2 FTA税率の決め方 (Modality)

- A) 先進6カ国のFTA税率とCLMVそれぞれの国のFTA税率をいつまでに何%にするかを分類された品目ごとに規定している。
- B) 加盟各国はその規定に基づいて自国のFTA税率を決めて発表する。

1-3 互惠規定 (Reciprocity)

輸入国がAFTA税率を適用するためには、対象品が輸出入国共に IL品目であることが必要であり、対象輸出品が輸出国では EL品目、輸入国のIL品目 (NT品目) である場合は輸入国のAFTA税率は適用されず、MFN税率を適用する。



(参考) AFTA税率の規定(2)

ASEAN中国自由貿易協定(ACFTA)の物品貿易協定は、ASEAN自由貿易協定(AFTA)の取極方法を踏襲して作成されている。ただし、詳細部分では異なっているので注意が必要である。ACFTAは2004年11月29日調印され、2005年7月20日発効(ベトナム未加入のまま発効し、後に加入)。

1. 関税スケジュール(Modality)

ASEAN6と中国のノーマルトラック品目のFTA税率は2010年1月1日に関税を撤廃した。CLMVは2015年に関税を撤廃した。センシティブ・トラックはセンシティブ・リスト(SL)と高度センシティブ・リスト(HSL)に分けられ、SL品目はASEAN6と中国が2018年にCLMVが2020年に0-5%に、HSL品目はASEAN6と中国が2015年にCLMVが2018年に50%以下に削減する。

品目		撤廃・削減時期	
		ASEAN6+中国	CLMV
ノーマルトラック		2010年(150品目は2012年)撤廃	2015年(250品目は2018年)撤廃
センシティブ ・トラック	センシティブ・リスト	2012年20%に引き下げ、 2018年に0-5%	2015年20%に引き下げ、 2020年に0-5%
	高度センシティブ・リスト	2015年50%以下に引き下げ	2018年50%以下に引き下げ

(1) ASEAN6と中国のSL品目はHS6桁で400品目(CLMVは500品目)かつ2001年の輸入額の10%が上限で、このうち、品目数の40%以内あるいは100品目(CLMVは150品目)以内で高度SL品目を指定できる。

2. 互惠規定(Reciprocity)

協定附属書2第6条に規定があり、AFTAの互惠取扱よりは具体的で詳細だが複雑である。この類似規定は日本が締結している経済連携協定には見られない規定であり、協定取極め方法の違いによるものである。この規定より、日本の経済連携協定のように輸入締約国の譲許表を調べれば税率がわかるのとは違い、輸出入締約国双方のACFTA譲許表(Tariff Reduction Schedule)から同一品目のFTA税率を調べ、互惠規定に従ってチェックしてはじめて輸入締約国の税率が確定することになる。詳細は次頁参照。

(参考) AFTA税率の規定(3)

ACFTAの互恵規定

内容: 輸入締約国が協定により関税引き下げを約束していたとしても、輸出締約国が同一品目について関税引き下げを約束していなければ、輸出締約国からの輸入品目に対して協定によって引き下げられた関税率を適用しなくてもよい。
(協定附属書2第6条)

具体的内容: 輸入締約国のACFTA特惠関税(ACFTA関税)の適用を受けるためには、輸出締約国が同一品目をノーマルトラック(NT)品目に指定しているか、輸出締約国がセンシティブトラック(ST)品目に指定しているがその関税率が10%以下かつ輸入締約国の関税率よりも低率である必要がある。

詳細: 輸入締約国がノーマルトラックに分類している品目であっても、輸出締約国がセンシティブトラック品目に指定している場合は輸入締約国が課税する関税率は次の3通りとなる。

- (1) その品目の輸出締約国のACFTA税率が10%を超える場合には、輸入締約国の協定税率は適用されず、MFN税率が適用される。
- (2) その品目の輸出締約国のACFTA税率が10%以下、かつ輸入締約国のACFTA税率が輸出締約国のACFTA税率より高い場合は、輸入締約国のACFTA協定税率が適用される。
- (3) その品目の輸出締約国のACFTA税率が10%以下、かつ輸出締約国のACFTA税率が輸入締約国のACFTA税率より高い場合は、輸出締約国のACFTA税率が適用される。ただし、輸出締約国のACFTA税率が輸入締約国のMFN税率を上回る場合は、輸入締約国のMFN税率が適用される。

				NT品目	ST品目
		ノーマルトラック(NT)品目		ACFTA協定税率	ST税率 (2011年末までMFN税率)
輸出締約国	ST品目	10% <		MFN税率	
		10% ≥	輸入国 > 輸出国	ACFTA協定税率	
			輸入国 < 輸出国	輸出国ACFTA税率	

注1. ASEAN6および中国の場合。ただし、輸出国税率が相手国(輸入国)のMFN税率を上回る場合、相手国(輸入国)のMFN税率が適用される。

2. 輸入国、輸出国=輸入締約国ACFTA税率、輸出締約国ACFTA税率の意

出所:「開始後1年のASEAN-中国FTA(ACFTA)」2008年8月4日-みずほ総研